

橋本市告示第 71 号

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱(令和5年橋本市告示第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、東京圏に居住する者のうち、市内への移住を検討し、次条に定める活動を行う者(第5条において「補助対象活動者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象外とする。</p> <p>(1) 次条で定める活動に対し、他の補助金を受けている者又は受ける予定がある者。<u>ただし、橋本市お試し滞在支援事業実施要綱(令和6年橋本市告示第72号)による補助金を除く。</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(補助対象活動)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2回目の補助金の交付を受ける者又は<u>今回の補助金の申請日の1年前から同申請日までの間に</u>まち案内及び移住相談を受けたことがある者の場合 移住コンシェルジュと第6条の規定による事前相談をした上で決定した次に掲げるいずれかの活動</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、東京圏に居住する者のうち、市内への移住を検討し、次条に定める活動を行う者(第5条において「補助対象活動者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象外とする。</p> <p>(1) 次条で定める活動に対し、他の補助金を受けている者又は受ける予定がある者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(補助対象活動)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる活動(以下「補助対象活動」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 2回目の補助金の交付を受ける者又は<u>令和5年3月31日以前において、</u>まち案内及び移住相談を受けたことがある者の場合 移住コンシェルジュと第6条の規定による事前相談をした上で決定した次に掲げるいずれかの活動</p> <p>ア～エ 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。